

新型コロナ抗原定性検査キットによる 自己検査や無料検査による陽性から 確定診断ができるようになりました

令和4年11月24日より、有症状者が医療機関受診前に、抗原定性検査キットで自ら検査した場合や無料検査を受けた場合に、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行うことが可能となりました。 ※医師の判断で再度検査をすることは差し支えありません。

！ 確定診断を行う前に、検査結果の確認をお願いします！

写真や成績書、結果メール等で確実に検査結果を確認してください
(口頭での聞き取りのみでの診断は控えてください)

抗原定性検査キットによる自己検査で陽性

- スマートフォン等を用いて保存された**検査結果の画像**
- **薬事承認されたキット**（「一般用医薬品」又は「体外診断用医薬品」）であるかどうか
- 撮影されたキットの写真が**検査結果判定時間内のものであるかどうか**

一般用抗原検査キット（OTC）の
承認情報 <厚生労働省ホームページ>



体外診断用医薬品の承認情報
<厚生労働省ホームページ>



無料検査で陽性

- 検査成績書、結果メール等で結果を確認

新型コロナウイルス感染症と診断したら・・・

- ◆ 届出対象の場合は、保健所へ届け出てください。
- ◆ 届出対象外の場合は、しまね陽性者登録センターへの登録を案内してください。
- ◆ 患者の総数の報告（日次報告）には、自己検査等陽性者で確定診断した数を含めて報告してください。

！ 検査キット等を用いて患者自身が行った検査の結果に基づき診療を行う場合、**検体検査実施料及び検体検査判断料は算定できません**のでご注意ください。